

第 19 回気仙沼市震災復興推進会議資料
(平成 29 年 3 月 28 日開催)

平成 29 年 3 月 28 日
建設部災害公営住宅整備課
建設部 建築住宅課
建設部防災集団移転推進課

災害公営住宅入居者県内募集及び被災世帯以外の入居に係る スケジュールについて

本市では市内全域で 2,087 戸の災害公営住宅整備を進めており、本年 3 月末までに 1,912 戸（計画の約 91.6%）が完成する見込みであり、5 月までには全ての住宅が完成する予定となっています。

当初は 2,200 件を超える仮申込みがあり、災害公営住宅の入居要件を満たし、入居を希望する全ての被災世帯を受け入れられる戸数の確保に努めてきたところですが、発災から間もなく 6 年を迎え、この間の住宅再建方法の意向変更などに伴い、申込みの取り消しが生じています。

一方、応急仮設住宅などに入居している被災世帯の中には、未だに住宅再建方法が未確定の世帯もあり、引き続き意向の確認を進めておりますが、これらの入居を見込んだ場合でも空室が見込まれる状況にあります。

災害公営住宅の空室については、原則として各市町の災害公営住宅整備が全て完了した後に、入居要件を満たした被災世帯以外の入居について一般公募することになっており、宮城県内では被災自治体が連携し、まず、県のホームページに空室情報を 3 ヶ月間以上掲載し、市外の入居要件を満たした被災世帯の入居意向がないことを確認したうえで、一般公募を行うこととしております。

本市においては、本年 5 月に全ての災害公営住宅が完成し入居開始を迎えますが、空室が見込まれており、上記に沿って対応を進めるものです。

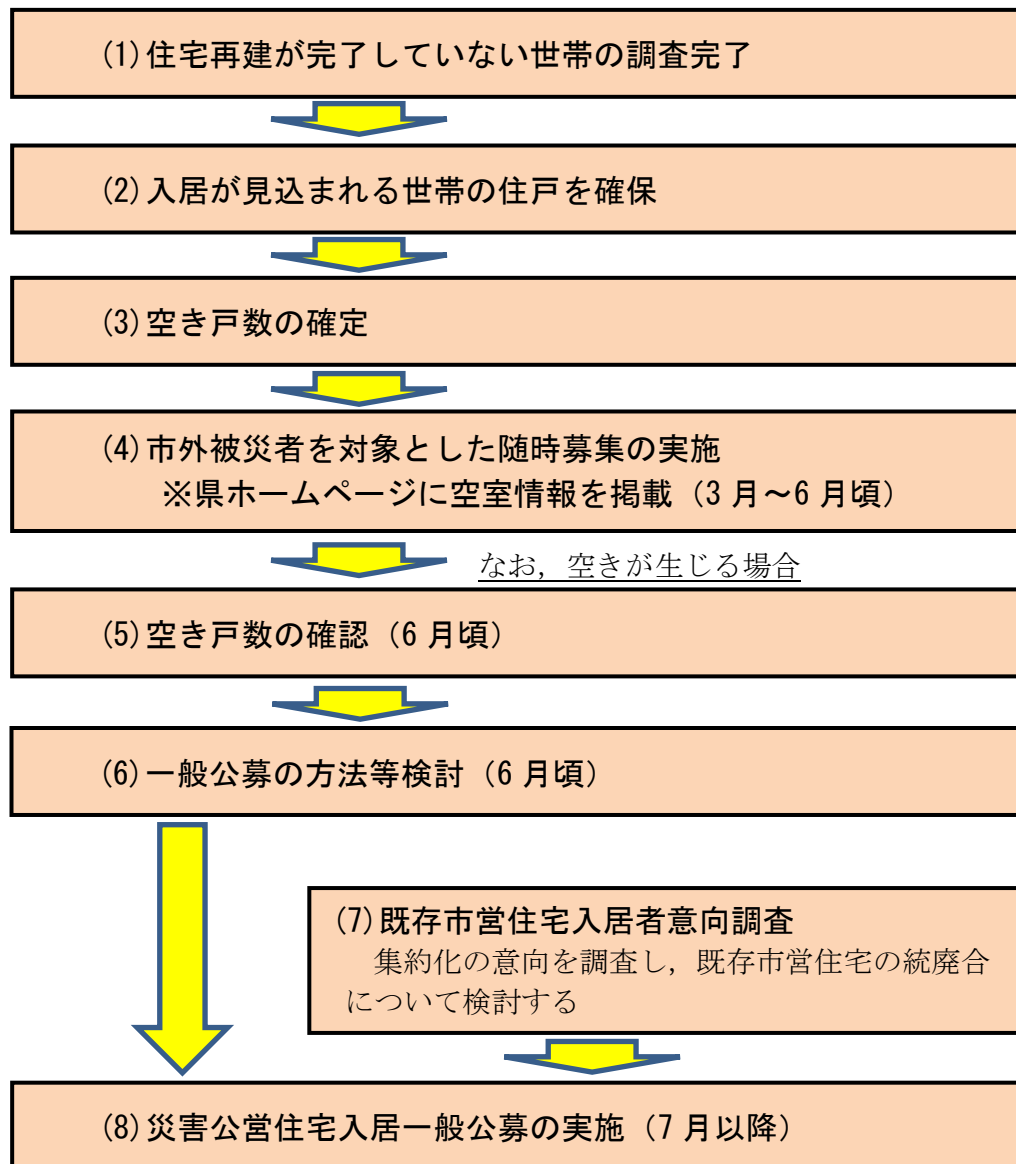
なお、市外被災者への情報提供にあたっては、本市で把握している災害公営住宅への入居希望世帯分を確保したうえで、空室情報を発信し入居募集を行いたいと考えております。

■災害公営住宅の充足状況（平成 28 年 12 月末現在）

(1) 整備着手したもののうち入居者未確定住宅	179戸
(2) 現段階で入居の可能性がある世帯数	96世帯
①住宅再建方法未定世帯	12世帯
②住宅再建方法未把握世帯	11世帯
③意向調査等で「災害公営住宅入居希望」としながらも 未だに手続きを行っていない世帯	57世帯
④住まいの相談会で災害公営住宅への入居を検討中とした世帯	16世帯

※上記については、1月11日の東日本大震災調査特別委員会で報告済みです。

■災害公営住宅入居に係る一般公募までのイメージ



■一般公募に向けた調整事項

災害公営住宅入居一般公募の実施にあたり、入居を優先すべき世帯について、今後調整を図ります。

- (1)災害公営住宅への入居要件を満たしていないが、現在、応急仮設住宅に入居し、住まいの確保が難しい世帯
- (2)復旧・復興事業などで移転を余儀なくされた世帯
- (3)既存市営住宅の集約化に伴う転居 など

※市営住宅入居要件を満たすU I J ターン者を優先する一定戸数の設定について検討します。

■留意事項

一般公募にあたっては、被災世帯に設けられていた入居要件の緩和がなく、既存の市営住宅と同様となることから次の点に留意が必要となります。

<市営住宅入居要件>

一般公募に際しては、所得要件、単身入居の制限、市税滞納要件等があります。

項 目	市営住宅（一般公募）	災害公営住宅
(1) 住宅困窮要件	持家がない等	同左
(2) 所得要件	世帯の政令月収 158,000 円以下 ※裁量世帯は 214,000 円以下	なし
(3) 同居要件	基本的に同居親族あり ※条件により単身入居可	なし
(4) 市税納付要件	市税を完納していること	なし
(5) 非暴力団要件	同居者全員が暴力団員でないこと	同左

※裁量世帯とは…高齢者世帯、子育て世帯、障害者等のいる世帯

※単身入居の条件…満 60 歳以上で自立して生活できる者など

<防災集団移転促進事業について>

防災集団移転促進事業に係る一般募集については、開始時期を災害公営住宅の一般募集の時期に合わせる予定としております。

なお、本事業については段階的に募集対象を拡大することとし、まず、次の方々の募集を行いたいと考えています。

- (1) 市内の災害危険区域外で震災により住宅を失った方のうち、住宅再建をしていない方
- (2) 国、県、市の復興等に伴う公共事業により、居住している建物から移転を余儀なくされた方又は事業用地になることが確実で、将来、移転が必要となる方